

# 有料運動施設および公園利用上の留意事項について

## 1. 有料運動施設名および利用内容について

- 陸上競技場・・・・・・・・・・陸上競技大会、持久走大会、各大会の開会式等 個人利用可
- 補助競技場・・・・・・・・・・陸上競技大会、運動会等 個人利用可
- 野球場・・・・・・・・・・硬式野球 準硬式野球 軟式野球
- 軟式野球場（3面ABC）・・軟式野球 ソフトボール （C球場は硬式・準硬式野球も可能）
- 水泳場・・・・・・・・・・大会等 個人利用可
- テニスコート（16面）・・・・大会等 個人利用可
- 球技広場・・・・・・・・・・ソフトボール（2面）、野球練習（1面）、サッカー、運動会、ゲートボール、ペタンク、ハンマー投 等
- サッカー場（3面ABC） } 芝生養生のため年間30日以内として使用予定表に記載された大会等のみ
- ラグビー場（1面） }
- 相撲場・・・・・・・・・・大会等 個人利用可
- トレーニングセンター（アリーナ）・・・・バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球 等 個人利用可
- トレーニングセンター（トレーニング室）・・個人利用（筋力トレーニング・持久力トレーニング等）
- 合宿所・・・・・・・・・・合宿（運動施設を使用する場合に限り） 102名宿泊可能

## 2. 利用日および時間について

- (1) 利用日は1月4日から12月28日までです。テニスコートのみ1月2日から利用できます。
- (2) 屋外の有料施設の利用時間は以下のとおりです。（準備、後片付け、更衣等の時間を含みます。）
  - 「午前」 8時30分～12時 「午後」 12時～18時（10月～2月は12時～17時）
  - 「1日」 8時30分～18時（10月～2月は8時30分～17時）
- (3) テニスコートの利用時間割は別表（使用料金）に記載されているとおりです。
- (4) トレーニングセンターの利用時間区分は以下のとおりです。
  - 「午前」 8時30分～12時 「午後」 13時～17時 「夜間」 17時～21時
  - 「1日」 8時30分～17時 「1日+夜」 8時30分～21時
- (5) 大会等で特別に会場の準備がある場合は、前日または当日の利用時間内にお願ひします。

## 3. 利用申し込みについて

- (1) 運動施設の年間利用予定は、各競技の大会は前年度2月上旬の利用調整会議において決定します。学校等の公共機関が使用する場合は前年度2月下旬の利用調整会議において決定します。
- (2) 一般利用（団体・個人）の予約は利用日の前月の初日（土・日・祝日を除く）からとし、事務窓口と電話による申込みで受付けます。予約受付時間は、8時30分～17時30分です。
- (3) トレーニングセンターの一般利用の予約については、トレーニングセンター窓口または電話にてお問い合わせ下さい。トレーニングセンターの予約受付時間は、平日の 8時30分～17時です。

## 4. 利用手続きについて

- (1) 大会等で運動施設を団体使用する場合は、宿泊施設の使用にあたっては、「使用許可申請書」を管理事務所へ、使用日の1週間前までに提出して下さい。「使用許可申請書」は管理事務所（トレーニングセンターはセンター窓口）に備え付けてあります。
- (2) 使用料は前納ですから利用当日、管理事務所（トレーニングセンターはセンター窓口）に納入し、「許可書兼領収証」を受け取ってからご利用下さい。また、管理事務所で「使用許可証」を受け取り、各運動施設の入口等に掲示して下さい。
- (3) 個人で陸上競技場、補助競技場、水泳場、相撲場を使用する場合は、使用前に管理事務所で利用券をお求めの上、ご利用下さい。
- (4) 個人でテニスコートを使用する場合は、使用前に管理事務所へ「使用許可申請書」を提出し、使用料をお支払い下さい。
- (5) 個人でトレーニングセンターを使用する場合は、使用前にセンター窓口で利用券をお求めの上、ご利用下さい。また回数券も利用できますので、センター窓口でお求め下さい。
- (6) トレーニングセンター内のトレーニング室の利用には、「使用許可証」が必要です。「使用許可証」は、利用者講習会（毎月開催）にて発行しています。
- (7) 大会等で団体利用する場合は、使用日の1週間前までに必ず「打合せ」を行って下さい。打合せがなされない場合、ラインやテント等の準備ができません。

## 5. 大会等の予約取り消し・変更の手続きについて

- (1) 午前利用分の予約取り消し・変更は、前日の午後5時までにご連絡下さい。
- (2) 午後利用分の予約取り消し・変更は、当日の午前9時までにご連絡下さい。
- (3) トレーニングセンターアリーナの夜間使用の予約取り消しは、当日の12時までにご連絡下さい。
- (4) 予約取り消し・変更については管理事務所へ直接お申し出になるか、電話にてご連絡下さい。
- (5) 上記時刻を過ぎて予約取り消し・変更をお申し出になっても、お受けできませんので、ご予約いただいた内容の料金をお支払いいただきます。
- (6) 大会等で施設使用の予約がなされていても、1週間前までに打合せを済ませていない場合、施設使用をキャンセルしたものとみなし、他の利用者の予約を受けることとします。
- (7) 大会等で施設使用の予約がなされ、施設使用打合せも済んでいた行事について、利用当日に連絡がなく、施設を使用しなかった場合は、予定されていた使用料金の全額をお支払いいただく場合があります。

## 6. 使用料について

- (1) 各種の運動施設および合宿所の使用料金は、別表（使用料金）のとおりです。
- (2) 陸上競技場および補助競技場の使用については、大会以外は個人料金を人数分お支払い下さい。
- (3) トレーニングセンターアリーナの一般利用では、バスケットボール・バレーボール等で半面使用する場合や、バドミントンコートに4面使用する場合、卓球台を8台使用する場合は、「使用許可申請書」をセンター窓口へ提出し、団体料金をお支払い下さい。

## 7. 有料運動施設を団体で利用する場合の注意事項

- (1) 主催者は、施設内に責任者を配置して下さい。
- (2) 大会に必要な消耗品（文房具類、お茶、茶器等）は、ご持参下さい。
- (3) 主催者で準備した案内板等はお持ち帰り下さい。
- (4) 雨天等で大会・練習が中止または変更になるときは、主催者の責任において関係者に連絡すると共に、管理事務所への連絡もあわせてお願いします。
- (5) 主催者は、救急医薬品を準備するほか、必要があれば医師、看護師等を配備して下さい。  
なお、AEDを管理事務所（7、8月は水泳場）、野球場、トレーニングセンターに設置します。
- (6) 高校生以下の使用に当たっては、特に指導者の指導・監督をお願いします。
- (7) 施設使用後は、点検票に記載されている項目について点検を行い、責任者が点検票を管理事務所へ提出して下さい。点検票が提出された時点で施設の使用を終了したとみなし、施設を施錠します。

## 8. 有料運動施設使用上の注意

- (1) 全般的な注意事項
  - ① 有料運動施設を使用する場合は、運動着・運動靴を着用して下さい。
  - ② 運動用具等（備品・設備）を使用する場合には、職員の指示に従って下さい。
  - ③ ボール、ラケット、バット、グローブ、その他運動用具は、利用者が用意して下さい。
  - ④ 施設および設備、又は用具等を破損・損失した場合には、弁償していただく場合があります。
  - ⑤ 使用後は施設の整備（整地、ブラシかけ等）・清掃を行い、使用した器具は、元の位置に整然と格納して下さい。
  - ⑥ 放送設備を使用する場合は、管理事務所の指示により取り扱って下さい。  
（陸上競技場・野球場・テニスコート・トレーニングセンター・水泳場の放送設備を使用する場合は、放送設備使用料を別途お支払い下さい。）
  - ⑦ 一般来園者や通行人の危険防止のため、園内道路・園内駐車場・中央広場・芝生等において練習やウォーミングアップをしないで下さい。
  - ⑧ 節電・節水にご協力下さい。
  - ⑨ 盗難、特に置き引きには十分注意して下さい。
  - ⑩ 喫煙については、吸い殻入れのある場所以外ではしないで下さい。
  - ⑪ 12月～3月の屋外施設利用につきましては、降雪および降雨によりグラウンドへの着雪あるいは凍結が生じる場合があります。こうした場合、利用者の安全と施設の保全のため、御予約をいただいた内容を変更（あるいはお断り）させていただきます。ご了承下さい。

## (2) 各運動施設使用上の注意事項

### ①陸上競技場

- 1) 建物内は雨天走路を除いて、すべてスパイクシューズの使用を禁止します。
- 2) スパイクのピンはオールウェザー専用ピン（先端が尖っていないもの）を使用して下さい。
- 3) トラックおよびフィールドの舗装面を損傷しないよう、十分気をつけて下さい。
- 4) 大会以外は競技場保全のため、1レーンおよび正面スタンド側の走幅跳助走路を使用しないで下さい。
- 5) トラックおよびフィールドの舗装面に油脂類を落とさないで下さい。またテープを貼ったり、ラインを書いたりしないで下さい。
- 6) 1レーン内側のアルミ縁石には絶対に乗らないで下さい。取り外しは数人で行って下さい。
- 7) 個人使用の場合は、大会用の器具（投擲器具等）は貸し出しませんので、各自ご用意下さい。
- 8) 投擲種目を実施する場合は、周囲の安全に十分気をつけ、事故の無いようにお使い下さい。
- 9) ハンマー投の練習は行わないで下さい。（球技広場をご利用下さい。）
- 10) 芝の上での砲丸投の練習は行わないで下さい。
- 11) 写真判定装置およびコンピュータシステム（NANS）は熟練者が使用して下さい。

### ②補助競技場

- 1) 個人使用で施設内の用器具・更衣室を使用する場合は、管理事務所へお申し出下さい。
- 2) 土の走路ではスパイクのピンはアンツーカー用（先端が尖ったもの）を使用できます。舗装された走路、フィールド内は、オールウェザー専用ピン（先端が尖っていないもの）を使用して下さい。
- 3) 補助競技場での投てき種目は、砲丸投のみ許可します。ハンマー投・円盤投・やり投の練習は行わないで下さい。
- 4) 走路および芝の上での砲丸投の練習は、行わないで下さい。
- 5) 補助競技場で運動会を開催する場合、トラックおよびフィールドを著しく損傷させる競技や重量物を移動する競技は行わないで下さい。
- 6) フィールド内に石灰でラインを書かないで下さい。

### ③野球場

- 1) 電光掲示盤および放送器具を使用する場合には、熟練者が使用して下さい。
- 2) SBO表示機のみを使用の場合も、電光掲示盤使用料金をお支払い下さい。
- 3) 正面玄関からの役員室や放送室への入場の際は、スパイクシューズでの入場はお断りします。

### ④軟式野球場

- 1) SBO表示機および電光掲示板（C球場）を使用する場合は、操作端末機器を施設使用前に、管理事務所よりお持ち下さい。
- 2) 卓上マイク・アンプを使用する場合は、施設使用前に管理事務所よりお持ち下さい。
- 3) 近隣住宅や道路に危険が及ばないように、安全面に十分ご注意下さい。
- 4) グランドが乾燥し、撒水が必要な場合は、ダグアウト裏の撒水栓をご利用下さい。

### ⑤水泳場

- 1) 一般公開と大会が併用している場合、大会での使用は許可されたプールおよびコースを使用して下さい。
- 2) 飛び込み用プールは、原則として一般開放はしません。
- 3) 管理棟、1F各室を使用する場合は、必ず玄関でスリッパ、または水泳場専用の運動靴等に履き替えて下さい。
- 4) プールサイドでは、水泳場専用のスリッパ・運動靴等を使用して下さい。
- 5) スタンドへの出入りは、外階段を利用して下さい。
- 6) 放送室の備え付けの施設、器具を使用する場合は、熟練者が使用して下さい。

### ⑥テニスコート

- 1) 個人でテニスコートを使用する場合、使用前に管理事務所にてコート番号札をお受け取り下さい。使用時間終了後10分以内に、コート番号札を管理事務所へお戻し下さい。
- 2) テニスコートに入場する前に、靴底の汚れを落としてから入場して下さい。
- 3) 使用後は、ネットのワイヤーを緩め、コートのブラシがけをして下さい。ネットのS字金具およびクランクは備え付けたままにして下さい。
- 4) シャワーの使用を希望する場合は、管理事務所へお申し出下さい。

### ⑦球技広場

- 1) サッカーを行う場合は、ゴール、ネット、コーナーフラッグの設置・後片づけは利用者が行って下さい。

- 2) 個人練習でハンマー投を行う場合は、球技広場を他の種目で使用していない時に限ります。また、球技広場の周囲はジョギングコースになっていますので、安全面に十分気をつけて使用して下さい。

#### ⑧サッカー・ラグビー場

- 1) サッカーゴール、ネット、コーナーフラッグは、利用者が設置・後片づけをして下さい。
- 2) ラグビーのポールは管理事務所が設置いたします。
- 3) 利用後は必ず整地して下さい。剥がれた芝を押さえつけ、砂で穴の埋め戻しをして下さい。砂置き場はクラブハウスの隣に設置します。雨天時に使用した場合は、芝の損傷が著しいため、念入りに整地をお願いします。
- 4) クラブハウス内の温水シャワーを使用する場合は、管理事務所にお申し出下さい。
- 5) サッカー・ラグビー場の周囲は、ジョギングコースになっています。大会開催時にコースを塞いだり、コース上で練習を行ったりしないで下さい。

#### ⑨相撲場

- 1) 土俵には素足で上がって下さい。
- 2) 勝負俵（円形）には、足を乗せないで下さい。
- 3) 土俵を使用する前に、砂利・ゴミなどのないように、きれいに掃き掃除をして下さい。
- 4) 砂は川砂の細目を乾かし、1.2mm～1.6mm のふるいにかけて使用して下さい。
- 5) 使用後は土俵上の砂を除去し、砂被りへ撒いて下さい。また、土俵面に水を少し撒いて下さい。最後に必ず土俵にシートをかけて下さい。
- 6) 照明を使用する場合は、管理事務所へお申し出下さい。
- 7) リフレッシュハウスを使用する場合は、管理事務所へお申し出下さい。

#### ⑩トレーニングセンター

- 1) トレーニングセンター内は全て土足厳禁です。必ず玄関で室内用のシューズに履き替えるか、備え付けのスリッパを使用して下さい。
- 2) 履物は下駄箱に入れて下さい。大会で利用人数が多い場合は、利用者が下足用の袋を用意し、その中に下足を入れて各自管理して下さい。
- 3) アリーナおよびトレーニングルームでの飲食は厳禁です。
- 4) 暑いときに、施設内で裸で行動しないで下さい。
- 5) アリーナ内で机・椅子等を使用する場合は、必ず備え付けのシートを敷いて下さい。
- 6) 器具の準備・後片づけは複数の利用者で、丁寧に行ってください。
- 7) アリーナ使用後は器具を元の場所に戻し、フロアーのモップ掛けや掃除機での清掃を行ってください。大会開催時は2F観客席や階段等の清掃も行ってください。
- 8) 照明、暖房、シャワーを使用する場合は、事務室へお申し出下さい。

### 9. 合宿所を利用する場合

#### (1) 利用条件

- ①競技トレーニングを目的とする合宿であること。
- ②宿泊人数が指導者を含めて20名以上であること。
- ③入所および退所の日を含む宿泊期間中に、毎日、公園内有料運動施設を利用すること。

#### (2) 予約にあたって

- ①下記予約期間に、電話または窓口にて合宿所および施設の予約をして下さい。
- ②利用の1週間前までに以下の書類を提出して下さい。
  - ア. 有料公園施設（合宿所）使用申請書
  - イ. 有料公園施設使用許可申請書
  - ウ. 宿泊者名簿（住所欄には個人自宅住所を記入して下さい。また、県内/県外, 一般/高校生以下をそれぞれ別にまとめて提出して下さい。）
  - エ. 宿泊計算書
  - オ. 食事申込書（食堂厨房事務所へ提出して下さい。）
- ③合宿所の利用時間は下記のとおりです。
- ④公園内有料運動施設の使用料は日払いになります。毎朝、窓口にてお払い下さい。なお、合宿所使用料は管理事務所に、食事は食堂厨房に、それぞれ退所時にお支払い下さい。
- ⑤退所時間は原則として午前10時までとします。退所時に点検票を提出して下さい。

合宿所の予約受付期間	
利用期間	予約受付（土・日・祝日を除く）
通常	利用日の前月初日から
春季休業中（4/1～）	県内外とも3月～
夏季休業中	県内5月～ 県外6月～
冬季休業中	県内9月～ 県外10月～
春季休業中（～3/31）	県内12月～ 県外1月～

合宿所の利用時間	
・入所	13：00 ～ 16：00
・退所	8：00 ～ 10：00
朝食	7：00 ～ 7：40
昼食	12：00 ～ 13：00
夕食	17：00 ～ 19：00
入浴	17：00 ～ 20：30
門限	21：30
消灯	22：00

## 10. 公園内の車両の通行・駐車場について

### (1) 車両の通行について

①公園内は許可車両を除いて進入禁止です。

許可車両（許可証を有する車両）

ア. 年間通行許可証

年間を通して利用が多く、器材等の搬出入のため必要と認めた団体に限り5枚まで発行。

イ. 大会期間許可証

器材等の搬出入のため必要と認めた団体に限り3枚まで発行。

ウ. 合宿期間許可証

管理事務所にご相談下さい。

エ. 報道機関

管理事務所にご相談下さい。

※1 許可証で入退園できる時間は午前8時30分から午後5時までです。

※2 許可証の返却については、大会用・合宿用は大会および合宿終了後、年間通行については年度末までに、管理事務所へ返納して下さい。

※3 公園内での走行は20km以内です。

※4 必ず決められた場所に駐車して下さい。

### (2) 一般車両の駐車について

①一般車両については、大駐車場、第二駐車場をご利用下さい。白線内側に駐車して下さい。

・大型車専用駐車スペースには、普通乗用車を駐車しないで下さい。

・カラーコーンやロープ等で、駐車スペースを確保する行為は禁止です。

・大駐車場は、大型バス駐車用の白線が引いてあり、大型バス等の専用になる時がありますのでご注意下さい。

②駐車場では、アイドリング禁止です。

③大会等で駐車場の混雑が予想される場合は、大会主催者が誘導員等を配置して下さい。

## 11. 公園内における禁止行為について

(1) 広告、宣伝、その他これらに類する行為。

(2) 拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発すること。

(3) 公園内にゴミ等を捨てること。

※「持ってきた物は持って帰る」の原則をお願いします。

※大きな大会を開催する場合には、大会本部が責任を持って処理願います。大会本部がゴミ処理業者をお願いするケースが多くなっています。

(4) 自動二輪車および原付バイク等で園内を走行すること。

## 12. 公園内行為許可申請書が必要な事項

(1) 花火その他火気を使用すること・放鳩・アドバルーン等

(2) 大会プログラム・大会記念品等の物品販売

(3) テレビ放映、業としての写真並びにビデオ撮影

(4) 運動施設内での大会にかかわる広告・宣伝

(5) 園路で行う持久走大会・ウォークラリー等（許可申請のみ・使用料不要）

※上記の許可申請書は、必ず2週間前までに公園事務所または管理事務所に提出して下さい。